



国土交通省

東北運輸局福島運輸支局
プレスリリース

《配布先：福島県政記者クラブ》

令和元年5月29日

「不正改造車を排除する運動」 強化月間（6月）が始まります

～ 街頭検査などを実施し、不正改造車を排除します ～

暴走行為、過積載等を目的とした不正改造車は、安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに、排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因となっています。

また、最近では、部品の取付けや取り外しによって保安基準に適合しなくなっても、違法であるとの認識のないままに改造を行っている使用者も見受けられます。

このため、東北運輸局福島運輸支局では、警察、独立行政法人自動車技術総合機構、軽自動車検査協会、その他自動車関係団体と連携し、6月を「不正改造車を排除する運動」の強化月間として下記の運動を実施いたします。

1. 福島運輸支局管内で6回の街頭検査を実施

以下に示す悪質事案には街頭検査等を通じて整備命令を発令し、これに従わないときには車両の使用停止等を含む厳正な処分を行います。

- ① 騒音の増大を招くマフラーの切断・取外し及び騒音低減機構を容易に取り外せる等の基準不適合マフラーの装着
- ② タイヤ及びホイール（回転部分）の車体外へのはみ出し
- ③ 大型貨物自動車の速度抑制装置の取外し、解除又は不正な改造、変更等
- ④ シートベルト警報装置を解除する用品等の取付け
- ⑤ 前面ガラスや運転席・助手席ガラスへの着色フィルム貼付



〈街頭検査の様子〉

2. 「不正改造車・黒煙110番」の設置

福島運輸支局内に相談窓口として「不正改造車・黒煙110番」を設置し、寄せられた情報に基づいて不正改造車ユーザーに対して、不正改造状態の改善や改修結果の報告を求めます。

3. 不正改造実施者に対する立入検査等

不正改造等を行った者に対する報告徴収及び立入検査により、不正な二次架装の抑止・早期発見と指導を行います。

4. 自動車使用者等への啓発

不正改造防止の啓発を目的としたポスターの掲示、街頭検査等におけるチラシの配布、乗合バス事業者の協力による広報横断幕の掲示等を行い、積極的な不正改造車の排除を呼びかけます。

また、違法マフラー排除の啓発を目的としたポスターの掲示、チラシの配布等を行い関係機関及び関係団体と連携を図りユーザーに対する啓発を行います。



東北運輸局
マスコット
”とうほくろっ犬”

【問い合わせ先】

東北運輸局福島運輸支局 検査・整備・保安部門

TEL：024-546-0345（ダイヤルイン2）

1. 「不正改造車を排除する運動」担当：斉藤・富永

2. 運動に関するホームページアドレス

（<http://www.tenken-seibi.com/>）